

事務連絡  
令和6年5月28日

民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

資源有効利用促進法省令の改正及び  
ストックヤード運営事業者登録規程について（全面施行周知）

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和5年3月13日付け、事務連絡「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について」にて周知いたしました制度につきまして、令和6年6月1日に、全面施行（建設発生土の最終搬出先までの確認の義務化）されますので、改めて周知いたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の企業に対して周知いただくとともに、引き続き制度の適切な運用に努めていただくよう、格段のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、施行内容の概要等につきましては、別紙のとおりです。

- 【別紙1】資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について（概要）
- 【別紙2】建設発生土から発生する土の搬出先の明確化等
- 【別紙3】令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務づけられます（元請業者向けチラシ）
- 【別紙4】「ストックヤード運営事業者登録制度」を知っていますか？（ストックヤード業者向けチラシ）
- 【別紙5】建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第6号）
- 【別紙6】ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）